



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
7月7日
第120号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示	
保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課).....	1
○ 公 告	
国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課).....	1
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部).....	2
○ 正 誤	
※令和2年3月31日付け号外(8)滋賀県教育委員会教育長訓令第10号中.....	2

告 示

滋賀県告示第280号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

令和2年7月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

国土調査の成果の認証公告

甲賀市水口町貴生川、虫生野の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年7月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 甲賀市
- 2 調査を行った時期 平成29年9月から令和2年2月まで
- 3 成果の名称 貴生川①地内の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 甲賀市水口町貴生川、虫生野の一部
- 5 認証年月日 令和2年6月26日

国土調査の成果の認証公告

湖南省石部北の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年7月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 湖南省
- 2 調査を行った時期 平成27年9月から平成31年1月まで
- 3 成果の名称 石部北第1工区(B調査区)の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 湖南省石部北の一部
- 5 認証年月日 令和2年6月26日

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、今堅田土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和2年7月7日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 杉 本 晃

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	伊 庭 光 夫	大津市今堅田一丁目18番31号
〃	薄 永 藤 明	同 所 4 番18号
〃	喜 多 竹 信	同 所20番13号
〃	栗 野 康 一	同 所 2 番12号
〃	桑 野 力 夫	同 所21番11号
〃	西 村 正 明	同 所 7 番 8 号
監 事	村 田 省 三	同 所15番 5 号
〃	西 田 芳 継	同 所 1 番 1 号
〃	東 邦 夫	同 所20番39号

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	伊 庭 光 夫	大津市今堅田一丁目18番31号
〃	伊 庭 敦	同 所13番11号
〃	西 田 源 次	同 所20番10号
〃	西 田 芳 継	同 所 1 番 1 号
〃	西 村 忠	同 所 2 番15号
〃	桑 野 力 夫	同 所21番11号
監 事	村 田 省 三	同 所15番 5 号
〃	薄 永 藤 明	同 所 4 番18号
〃	東 邦 夫	同 所20番39号

正 誤

令和2年3月31日付け号外(8)滋賀県教育委員会教育長訓令第10号中

ページ	行	誤	正
17	15	(15)	(14)
	16	(16)	(15)